

改正

平成26年3月3日教委規程第1号

千早赤阪村学校教育施設等使用規程

(目的)

第1条 千早赤阪村教育委員会（以下「委員会」という。）の所管にかかる、学校教育施設及び設備（以下「教育施設等」という。）の使用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(使用者の範囲)

第2条 教育施設等を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 村の社会教育団体
- (2) 委員会が認めた村の団体
- (3) その他委員会が必要と認める団体

(使用の制限)

第3条 委員会は、次の各号の一に該当し、または該当するおそれがある場合においては、教育施設等の使用を許可しない。

- (1) 学校教育上支障があるとき。
- (2) 公の秩序、風俗を乱し、または公共の福祉に反するとき。
- (3) 営利を目的で使用するとき。
- (4) 教育施設等を毀損するとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- (6) その他委員会に於いて支障があるとき。

(使用料)

第4条 教育施設等の使用料は、無料とする。

(使用時間)

第5条 教育施設等の使用時間は、準備、後片付け時間を含め午前8時から午後10時までとする。

(使用許可の申請)

第6条 教育施設等の使用申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、各学校長の承認を受け、使用しようとする日の2日前までに、千早赤阪村教育施設等使用許可申請書（様式第1

号)を委員会に提出し、千早赤阪村教育施設等使用許可書(様式第2号)を受けなければならない。ただし、委員会及び学校が使用するときは、この限りでない。

(使用許可の取り消し及び変更)

第7条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用許可の取り消し、使用条件の変更もしくは停止をすることができる。

- (1) 申請書に虚偽の事実が記載されているとき。
- (2) 使用者が使用許可の目的または条件に違反したとき。
- (3) この規程の定め違反したとき。
- (4) 委員会及び学校の都合により委員会及び学校が使用するとき。

2 使用者が、許可を取り消ししようとするときは、使用の前日までに委員会に届け出なければならない。

(譲渡の禁止)

第8条 使用者は、自ら取得した使用の権利を他に譲渡してはならない。

(教育施設等の変更禁止)

第9条 使用者は、教育施設等の変更をしてはならない。ただし、事前に委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(現状復帰返還)

第10条 前条ただし書きにより教育施設等の変更をしたときは、使用后直ちに現状に復して返還しなければならない。

2 使用者が前項に定める義務を履行しないときは、委員会が代わって執行する。この場合、委員会は使用者に費用の負担を請求するものとする。

(損害賠償)

第11条 使用者は、自己の責に帰する理由により、教育施設等の全部または一部を滅失または毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、使用者が教育施設等を現状に復帰したときは、この限りでない。

(補償責任)

第12条 第7条の規定により使用者のこうむった損害について、委員会はその責任を負わない。

(使用者の遵守義務)

第13条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用者は、秩序ある使用に心がけるとともに、使用を終了したときは、整理整頓及び清掃

をしなければならない。

- (2) 電気、ガス、水道を使用するときは、細心の注意を払うとともに、使用後の後始末は確実に
行うこと。
- (3) 許可以外の施設に立ち入らないこと。
- (4) 使用時間は、厳守すること。
- (5) ゴミ・空きカン・煙草の吸殻等は必ず持ち帰ること。
- (6) 委員会及び学校長の指示に従うこと。

附 則

第1条 この規程は、公布の日から施行する。

第2条 昭和39年1月10日制定の千早赤阪村立学校園公民館使用規定は、廃止する。

附 則（平成26年3月3日教委規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行前にされた申請については、なお従前の例による。

様式（省略）